

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

**クーリング・オフ制度の手順**

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 **ハガキ**に書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

**クーリング・オフ**ができる場合・期間など、詳しくは**消費生活センター**へ

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

**クーリング・オフ期間を過ぎても、あきらめないで!**  
 専門の相談員が問題解決の方法を探します。あきらめないで、まずは相談してください。

— ハガキの書き方 —

**通知書**  
 次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社〇〇 △△営業所  
 担当者〇〇〇〇

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 住所 長野県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

困ったときは、お近くの**消費生活センター**にご相談ください。

**長野県消費生活センター**  
 受付時間 8:30~17:00 土日・祝日・年末年始はお休みです

**北信 ☎026-223-6777**  
**中信 ☎0263-40-3660**  
**南信 ☎0265-24-8058**  
**東信 ☎0268-27-8517**

お近くの消費生活相談窓口につながります

**消費者ホットライン 局番なし ☎188**

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

**消費生活センターって  
 どんどころ?**

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

**本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人も相談できます。**

このリーフレットについてのお問い合わせ [長野県県民文化部くらし安全・消費生活課] ☎026-223-6770 令和元年8月作成

関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン

**みんなで見守り  
 悪質商法にだまされない!**



**長野県消費生活センター**

北信 ☎026-223-6777 中信 ☎0263-40-3660  
 南信 ☎0265-24-8058 東信 ☎0268-27-8517

お近くの消費生活相談窓口につながります  
**消費者ホットライン 局番なし ☎188**  
 相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

# 不安になったら、周囲の人にまず相談

## 利殖商法

「必ず儲かります」などの儲け話は要注意!



1 心当たりはないが会う約束をする。



2 挨拶のはずが、金取引の説明を始める。



3 「儲かるなら」と思って金を購入する。



4 金が手に入るのは10年後だと気がつく。

- 対策**
- ✓ 事業者の説明をうのみにせず、契約内容を十分確認する。
  - ✓ うまい儲け話には、安易に手を出さない。

- 見守りポイント**
- ◆ お金に困ったり、考え込んでいる様子が見られる。
  - ◆ 「本当に儲かる?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

## 訪問購入(押し買い)

「不用品買い取り」のはずが、強引に貴金属等を買取られた!



- 対策**
- ✓ 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。
  - ✓ いったん品物を渡してしまうと取り戻すのが困難なので、注意する。

- 見守りポイント**
- ◆ 大切にしていた貴金属等が無くなっている。

# 声をかけ高齢者を見守りましょう

## 架空・不当請求

身に覚えのない請求には慌てない!



1 公的機関を装ったはがきが届く。



2 怖くなって慌てて電話する。



3 急いでコンビニで支払う。



4 冷静になって考える...

- 対策**
- ✓ 電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
  - ✓ 連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

- 見守りポイント**
- ◆ 困ったりおびえた様子がないか日頃から気にかけて、積極的に声をかける。
- 消費者ホットライン** 局番なし **188**
- 警察相談専用電話** **#9110**

## 原野商法の二次被害



- 対策**
- ✓ 事業者の説明をうのみにして、安易に契約しない。
  - ✓ 一人で判断せず、家族など周りの人に相談する。

※原野商法の二次被害  
過去に資産価値のほとんどない原野を購入した「原野商法」の被害者に、「高値で売れる」などと嘘を言って、新たな契約をさせる。

## 通信販売トラブル



- 対策**
- ✓ 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件を確認する。

- 見守りポイント**
- ◆ 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届く。

**注意点** 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。